

第 4391 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 12月 22日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

社会保険診療報酬にかかる概算経費制度の見直し

Q：社会保険診療報酬にかかる概算経費制度が見直しされるのではと聞きました。どういことですか？

A：会計検査院から再度の検討を要するとの意見が報告されています。

【解説】

小規模医業事業者には現在、事務処理負担を軽減して、経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療が提供できるようにと、社会保険診療報酬が5,000万円以下の医業事業者には、実際にかかった経費ではなく、概算経費を使って計算することが認められています。

しかし、このような特別措置については、平成22年度の税制改正で今後4年間で抜本的に見直しが行われることとなっており、今回、会計検査院から次のような事態が確認されることから、検討を要するとされましたので、今後の改正に盛り込まれるかもしれません。

- ①平成23年度の税制改正大綱によると、個人の白色申告者にも記帳が義務付けられることとされているのに、特定の医業事業者のみにこうした特例を認めることが妥当かどうか検証する必要がある。
- ②多額の自由診療報酬があっても社会保険診療報酬が5,000万円以下であるとして、特例を適用している事態が見受けられる。
- ③概算経費率と実際経費率に開差があり多額の措置法差額が生じている事態が見受けられる。
- ④特例対象者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と有利な方を選択している。

